

I-7 利用者負担

【表題】利用者負担について

【結論】

- 他^{ほか}の者^{もの}との平等^{びょうどう}の観点^{かんてん}から、食材費^{しょくざいひ}や光熱水費^{こうねつみずひ}など誰も^{だれ}が支払^{しはら}う費用^{ひよう}は負担^{ふたん}をすべきであるが、障害^{しょうがい}に伴^{ともな}う必要^{ひつよう}な支援^{しえん}は、原則^{げんそく}無償^{むしょう}とすべきである。

ただし、高額^{こうがく}な収入^{しゅうにゅう}のある者^{もの}には、収入^{しゅうにゅう}に応^{おう}じた負担^{ふたん}を求め^{もと}る。その際^{さい}、認定^{にんてい}する収入^{しゅうにゅう}は、成人^{せいじん}の場合は障害者^{しょうがいしゃ}本人^{ほんにん}の収入^{しゅうにゅう}、未成年^{みせいねん}の障害者^{しょうがいしゃ}の場合は世帯主^{せたいしゅ}の収入^{しゅうにゅう}とする。

また、高額^{こうがく}な収入^{しゅうにゅう}のある者^{もの}の利用者負担^{りようしゃふたん}については、介護保険^{かいごほけん}の利用^{りよう}を含む^{ふく}ひつようサービス^{さーびす}の利用者負担^{りようしゃふたん}を合算^{ごうさん}し、現行^{げんこう}の負担水準^{ふたんすいじゆん}を上回^{うわまわ}らないものとする^{ひつよう}ことが必要^{ひつよう}である。

- 上記^{じょうき}の障害^{しょうがい}に伴^{ともな}う必要^{ひつよう}な支援^{しえん}とは、主^{しゅ}に以下^{いか}の6つ^{ぶんや}の分野^{せいり}に整理^{せいり}することができる。

- ① 相談^{そうだん}や制度利用^{せいどりよう}のための支援^{しえん}
- ② コミュニケーション^{こみゆにけーしょん}のための支援^{しえん}
- ③ 日常生活^{にちじょうせいかつ}を送^{おく}るための支援^{しえん}や補装具^{ほそうぐ}の支給^{しきゆう}
- ④ 社会生活^{しゃかいせいかつ}・活動^{かつどう}を送^{おく}るための支援^{しえん}(アクセス^{あくせす}・移動支援^{いどうしえん}を含む^{ふく})
- ⑤ 就労支援^{しゅうろうしえん}
- ⑥ 医療^{いりよう}・リハビリテーション^{りはびりてーしょん}の支援^{しえん}

なお、⑥の医療^{いりよう}については、障害者^{しょうがいしゃ}のすべての医療費^{いりようひ}を全額^{ぜんがく}公費負担^{こうひふたん}に、というものではなく、障害^{しょうがい}に伴^{ともな}う医療費^{いりようひ}の自己負担^{じこふたん}を公費負担^{こうひふたん}にすることについての述べたものである。

【説明】

- (1) 利用者負担^{りようしゃふたん}の問題点^{もんだいてん}
障害^{しょうがい}のない人^{ひと}は、食事^{しょくじ}・排泄^{はいせつ}・移動^{いどう}・コミュニケーション^{こみゆにけーしょん}など人^{ひと}とし

生きるための基礎的な生活行為を自らで行えるが、障害者は、そうした生活行為が困難になる。しかも、特に重度の障害者の場合、住宅、交通・移動、医療、福祉支援のみならず、それ以外の分野でも障害に伴い必要とされる支出が多くなる。従って、こうした行為への支援に係って障害のある人に負担を課すことは、障害のない人との間に新たな格差と差別を生むことになる。

また、厚労省の作成した資料によると障害福祉サービス利用者のうち非課税と生活保護の低所得世帯が86.3%と約9割に上り、こうした世帯にとって、生きるために不可欠な支援への利用料は大きな負担になっている。以上のことから、障害によって生じる社会生活上の困難を軽減する支援は、原則として、社会が責任を担うべきである。

「ある程度の負担があった方が、遠慮せずに支援を求めやすい」という意見もあるが、それはそもそも支援に対する報酬（公費）が抑えられたことが背景にあり、必要十分な支給量や報酬が得られれば、「支援をお願いしている」という遠慮は解消される。

ただし、高額な収入のある者には収入に応じた負担を求めることとし、その際、認定する収入は、成人の場合は障害者本人の収入、未成年の障害者の場合は世帯主の収入とする。「高額な収入」の認定基準を設ける際には、サービスの利用抑制にならない水準とし、その場合、負担する金額は現行制度（2010年4月以降）の水準を上回らないものとする。

(2) 利用者負担に対する負担軽減策の効果と問題点

障害者自立支援法実施の2006年度の段階では、福祉サービスを利用する在宅者のうち52.2%の人が課税世帯とされ、定率（1割）の応益負担が課せられた。その要因は、収入認定の対象に障害者本人以外の同居世帯の収入・資産が含まれたためであった。その後、負担軽減策の効果は、収入認定ならびに資産要件の基準の見直し（同居家族の除外）によってその対象が増えた。

ねん がつ じりつしえんきゆうふ ほ そうぐ ひかぜいせたい ふたんじょうげんがく
2010年4月から自立支援給付・補装具については、非課税世帯の負担上限額
ぜろ えん ひかぜいせたい ふたん おおはば けいげん かぜい
はゼロ円となったため、非課税世帯の負担は大幅に軽減された。しかし課税
せたい げつがくじょうげん えん ふたんのうりよく ゆう ひと なか
世帯とはいえ、月額上限37,200円の負担能力を有する人ばかりではなく、中
しょうがいじ せたい おや じゃくねん しゅうにゅう そうたいてき ひく とう
でも障害児のいる世帯は、親が若年であることから収入が相対的に低い等
げんじょう
の現状がある。

また、これらは自立支援医療には適用されなかったため、応益負担の問題は
かいぜん ちいきせいかつしえんじぎょう ひかぜいせたい
改善されなかった。さらに、地域生活支援事業には、非課税世帯でありながら
りようりょうふたん か げんじょう のこ
利用料負担が課せられる現状が残されている。

(3) 障害に伴う必要な支援

いじょう ふ けつろん しる しょうがい とま ひつよう しえん ぐたいてき
以上のことを踏まえ、結論に記した障害に伴う必要な支援について、具体的に
せつめい
説明する。

① 相談や制度利用のための支援

みづか きぼう さいてき せんたく そんちよう しょうがい はいりよ そうだんしえん
自らの希望と最適な選択を尊重するために障害に配慮した相談支援は、
こうてき しえん むじょう
公的な支援とし無償とすべきである。

② コミュニケーションのための支援

しゅわ てんじ ゆびてんじ ようやくひつきとう じへいしょうとう ひと りょうこう
手話、点字、指字、要約筆記等のほか、自閉症等の人の良好な
こみゆにけーしょん ひつよう いやーまふ かいわ ほじょう きき ぱそこん
コミュニケーションに必要なイヤーマフや会話補助用機器(パソコンや
けいたいでんわ でんしきき りょう こみゆにけーしょん きき にちじょう
携帯電話などの電子機器を利用したコミュニケーション機器)なども、日常
せいかつようぐ ふく むじょう
生活用具に含め、無償とすべきである。

③ 日常生活を送るための支援や補装具の支給

しよくじ はいせつ しんたいきのう しょうがい けいげん ぎし ほ そうぐ しょうがい
食事や排泄、身体機能の障害を軽減するための義肢・補装具や、障害
はいりよ じゅうたくかいしゅうこうじとう こうてき しえん げんそくむじょう
に配慮した住宅改修工事等についても公的な支援とし、原則無償とすべき
である。

④ 社会生活・活動を送るための支援(アクセス・移動支援を含む)

これについては、原則無償とすべきである。加えて、移動支援に係る
しえんしゃ こうつうひ にゅうじょうりょうとう こうてき しえん
支援者の交通費・入場料等を公的に支援すべきである。

⑤ 就労支援

しゅうろう ひつよう じんてきしえん しょうがい とま ひつよう いどうしえん げんそく
就労のために必要な人的支援、また障害に伴う必要な移動支援は原則

むしょう
無償とすべきである。

⑥ 医療・リハビリテーションの支援

しょうがい にんてい ねんきん しんせい しんだん しょうさくせい しょうがい けいげん かいぜん
障害認定・年金申請のための診断書作成や、障害の軽減・改善の
ひつよう せんもん いりよう りはびり てーしょん げんそく むしょう
ための必要な専門医療・リハビリテーションは、原則無償とすべきである。

(4) 実費負担の適切な水準の確保

① 通所施設等の食材費や送迎利用料

しょうがい じりつ しえん ほうじつ とうじ きゅうしょく しょうざいひ じんけんひ ふく
障害者自立支援法実施当時、給食の食材費だけでなく人件費を含めて
おおはば さくげん じっし つうじよせつとう たがく りようしゃふたん しょう
大幅な削減が実施されたため、通所施設等では多額の利用者負担が生じる
もんだい しょうざいひ しょうがい ひと どうとう たば けんり ほしょう
という問題があった。食材費は、障害のない人と同等の立場・権利の保障と
かんてん りようしゃふたん だとう あわ じゅうぶん しょうとく ほしょう
いう観点から利用者負担とすることは妥当だが、併せて十分な所得保障が
もと
求められる。

しょうがい おも そしゃく えんげのうりよくとう いちじゅう こんなん ばあい さいちようり
ただし、障害が重く、咀嚼・嚥下能力等が著しく困難である場合、再調理
ひつよう じんけんひ とくべつ げんりよう ざい かわ ひよう ひつよう
に必要な人件費や特別な原料(とろみ剤など)に係る費用を必要とする
ばあい しょうがい ともな ひつよう しえん りようしゃふたん
場合があるが、これは、障害に伴う必要な支援として、利用者負担とせず
こうてき しえん
公的に支援すべきである。

じっぴふたん けつせき ばあい きゃんせるりよう もんだい きゅうしょくひ
実費負担では、欠席した場合のキャンセル料が問題となった。給食費の
きゃんせるりよう か じぎょうしょ おお しょうざいひ じんけんひ
キャンセル料を課している事業所は多くあり、しかも食材費だけでなく人件費
ふく きゃんせるりよう ちようしゅう じぎょうしゃ そんざい
も含めたキャンセル料を徴収している事業者が存在した。また
いんすたんらーめん ゆだい ちようしゅう じぎょうしゃ
インスタントラーメンのお湯代を徴収している事業者もあった。

そうげい りようりよう ちようしゅう そうげい しょうがい ともな しえん
さらに送迎利用料の徴収については、送迎は障害に伴う支援であり、
りようりよう ちようしゅう こうてき しえん そうげい りようりよう
利用料を徴収すべきではなく、公的に支援すべきである。送迎利用料の
きゃんせるりよう ちようしゅう じぎょうしゃ ろんがい
キャンセル料を徴収している事業者がいるが、これは論外である。こうした
ふたん かた すいじゆん てきせつ いな ほんだん きじゆん もう
負担のあり方と水準が適切であるか否かを判断するための基準を設ける
ひつよう
必要がある。

② ガイドヘルパーの交通費

ガイドヘルパーの交通費・入場料等を障害者本人が負担している現状は、平等な社会参加という観点から解消する必要がある。サービスにかかる経費として公的に支出するか、運賃割引制度の見直しなどが検討されるべきである。

③ 家賃負担の軽減について

家賃を含む「誰もが払う費用」の負担が困難な低所得障害者に対しては、グループホーム入居、アパート等での支援付き自立生活の別にかかわらず、家賃補助が必要である。また、相当額の家賃補助制度の実現を前提としたうえで、入所施設利用者の家賃相当額については、その生活実態を踏まえつつ実費負担とすることが検討されるべきである。